

## いわゆる「ごみ屋敷」対策について

いわゆる「ごみ屋敷」（以下、「ごみ屋敷」という。）問題に対応するため「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例」（平成28年12月1日施行）（以下、「条例」という。）に基づき、対策を進めています。

### 1 「ごみ屋敷」の件数及び排出支援の状況について

「ごみ屋敷」とは、物の堆積等に起因して害虫、ねずみ又は悪臭の発生、火災の発生又は物の崩落のおそれ等により、近隣に影響がある不良な生活環境としています。

また、条例に基づき、本人が片付けに同意したものの自ら行うことができないケースについて、区役所と資源循環局が連携して排出支援を行っています。

表 年度別把握・解消件数

	累計 (平成28～30年度)	令和元年度	令和2年3月末 時点累計
前年度継続件数	—	63件	—
新規把握件数	176件	26件	202件
解消件数	113件	37件	150件
（排出支援による解消）	(55件)	(15件)	(70件)
未解消件数	63件	52件	52件

(令和元年度の各区内訳は裏面に記載)

### 2 措置の実施について

支援を基本とした対応だけでは解消が困難な場合に、指導・勧告を行います。勧告したにもかかわらず、当該物の堆積等がされた建築物等の近隣における生活環境が著しく損なわれている状態にあると認めるときは、命令・代執行を行います。

※条例第7条第1項に基づく文書指導は計5回実施

### 3 今後の進め方

排出支援による解消と合わせ、未然防止や再発防止も重要であり、本人に寄り添った支援が行えるよう、引き続き区役所・資源循環局や地域住民と連携し取り組みを進めてまいります。

## 令和元年度 各区の「ごみ屋敷」の件数について

「ごみ屋敷」とは、物の堆積等に起因して害虫、ねずみ又は悪臭の発生、火災の発生又は物の崩落のおそれ等により、近隣に影響がある不良な生活環境としています。

### 【本市における「ごみ屋敷」の件数】

区名	年度当初	新規把握	合計	近隣への影響が解消した	年度末
全市合計	63	26	89	37	52

### 【各区の詳細】

鶴見	3	2	5	0	5
神奈川	8	2	10	6	4
西	5	0	5	2	3
中	8	1	9	2	7
南	5	2	7	2	5
港南	0	1	1	1	0
保土ヶ谷	3	0	3	1	2
旭	6	0	6	1	5
磯子	2	0	2	0	2
金沢	7	10	17	9	8
港北	3	2	5	2	3
緑	4	0	4	3	1
青葉	0	1	1	1	0
都筑	1	0	1	0	1
戸塚	3	4	7	4	3
栄	3	1	4	1	3
泉	2	0	2	2	0
瀬谷	0	0	0	0	0